

総社市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

総社市長 片岡聰一

総社市規則第12号

総社市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

総社市個人情報保護条例施行規則（平成17年総社市規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(審査請求に係る諮問) 第11条 略 (審査請求に対する決定) 第12条 市長は、審査請求について総社市行政不服審査会から答申を受けたときは、速やかに当該審査請求について裁決をし、当該審査請求人に対し通知しなければならない。	(不服申立てに係る諮問) 第11条 略 (不服申立てに対する決定) 第12条 市長は、不服申立てについて総社市情報公開・個人情報保護不服審査会から答申を受けたときは、速やかに当該不服申立てについて決定又は裁決をし、当該不服申立人に対し通知しなければならない。
様式第8号（第7条関係） 自己情報部分開示決定通知書 第 年 月 号 様	様式第8号（第7条関係） 自己情報部分開示決定通知書 第 年 月 号 様
総社市長 印	総社市長 印

改 正 後	改 正 前
<p>年　月　日付けで請求のありました自己情報の開示については、総社市個人情報保護条例第22条第1項の規定により、次のとおりその一部を開示することに決定しましたので通知します。</p> <p>なお、<u>この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、総社市長に対して審査請求をすることができます。</u></p> <p><u>また、この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、総社市を被告として(訴訟において総社市を代表する者は総社市長となります。)，処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。</u></p> <p><u>ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</u></p> <p>略</p> <p>(注) 略</p> <p>様式第9号（第7条関係）</p> <p>自己情報不開示決定通知書</p> <p style="text-align: center;">第　　号 年　月　日</p> <p>様</p>	<p>年　月　日付けで請求のありました自己情報の開示については、総社市個人情報保護条例第22条第1項の規定により、次のとおりその一部を開示することに決定しましたので通知します。</p> <p>なお、<u>この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、総社市長に対して異議申立てをすることができます。</u></p> <p>略</p> <p>(注) 略</p> <p>様式第9号（第7条関係）</p> <p>自己情報不開示決定通知書</p> <p style="text-align: center;">第　　号 年　月　日</p> <p>様</p>

改 正 後	改 正 前
総社市長 印	総社市長 印
<p>年　月　日付けで請求のありました公文書の開示については、総社市個人情報保護条例第22条第1項の規定により、次のとおり開示しないことに決定しましたので通知します。</p> <p>なお、<u>この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、総社市長に対して審査請求をすることができます。</u></p> <p><u>また、この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、総社市を被告として（訴訟において総社市を代表する者は総社市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。</u></p> <p><u>ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</u></p>	<p>年　月　日付けで請求のありました公文書の開示については、総社市個人情報保護条例第22条第1項の規定により、次のとおり開示しないことに決定しましたので通知します。</p> <p>なお、<u>この決定に不服があるときは、この決定があった日の翌日から起算して60日以内に、総社市長に対して異議申立てをすることができます。</u></p>
略	略
様式第11号（第7条関係）	様式第11号（第7条関係）
自己情報部分訂正等決定通知書	自己情報部分訂正等決定通知書
第　　号 年　月　日	第　　号 年　月　日
様	様

改 正 後	改 正 前
総社市長 印	総社市長 印
<p>年　月　日付けで請求のありました自己情報の訂正等については、総社市個人情報保護条例第22条第1項の規定により、次のとおりその一部を（訂正・削除・中止）することに決定しましたので通知します。</p> <p>なお、<u>この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、総社市長に対して審査請求をすることができます。</u></p> <p><u>また、この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、総社市を被告として（訴訟において総社市を代表する者は総社市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。</u></p> <p><u>ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</u></p>	<p>年　月　日付けで請求のありました自己情報の訂正等については、総社市個人情報保護条例第22条第1項の規定により、次のとおりその一部を（訂正・削除・中止）することに決定しましたので通知します。</p> <p>なお、<u>この決定に不服があるときは、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、総社市長に対して異議申立てをすることができます。</u></p>
略	略
様式第12号（第7条関係）	様式第12号（第7条関係）
自己情報訂正等拒否決定通知書	自己情報訂正等拒否決定通知書
第　　号 年　月　日	第　　号 年　月　日
様	様

改 正 後	改 正 前
総社市長 印	総社市長 印
<p>年　月　日付けで請求のありました自己情報の訂正等については、総社市個人情報保護条例第22条第1項の規定により、次のとおり（訂正・削除・中止）しないことに決定しましたので通知します。</p> <p>なお、<u>この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、総社市長に対して審査請求をすることができます。</u></p> <p><u>また、この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、総社市を被告として（訴訟において総社市を代表する者は総社市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。</u></p> <p><u>ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</u></p>	<p>年　月　日付けで請求のありました自己情報の訂正等については、総社市個人情報保護条例第22条第1項の規定により、次のとおり（訂正・削除・中止）しないことに決定しましたので通知します。</p> <p>なお、<u>この決定に不服があるときは、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、総社市長に対して異議申立てをすることができます。</u></p>
略	略
様式第16号（第8条関係）	様式第16号（第8条関係）
開示決定等第三者通知書	開示決定等第三者通知書
第　　号 年　月　日	第　　号 年　月　日
様	様

改 正 後	改 正 前
総社市長 印	総社市長 印
<p>年　月　日付で御意見をいただいた（あなた・貴社・貴団体・貴職）に関する情報が記録されている公文書の開示については、次のとおり決定しましたので総社市個人情報保護条例第23条第2項の規定により通知します。</p> <p>なお、<u>この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、総社市長に対して審査請求をすることができます。</u></p> <p><u>また、この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、総社市を被告として（訴訟において総社市を代表する者は総社市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。</u></p> <p><u>ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求することや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求することや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</u></p>	<p>年　月　日付で御意見をいただいた（あなた・貴社・貴団体・貴職）に関する情報が記録されている公文書の開示については、次のとおり決定しましたので総社市個人情報保護条例第23条第2項の規定により通知します。</p> <p>なお、<u>この決定に不服があるときは、この決定があった日の翌日から起算して60日以内に、総社市長に対して異議申立てをすることができます。</u></p>
略	略
様式第17号（第11条関係） 諮問書 総社市行政不服審査会 会長 様	様式第17号（第11条関係） 諮問書 総社市情報公開不服審査会 会長 様
第　　号 年　月　日	第　　号 年　月　日

改 正 後	改 正 前
総社市長 印	総社市長 印
年　月　日　　日付けで行った　　決定に対し、行政不服審査法第2条の規定に基づく審査請求があつたので、総社市個人情報保護条例第26条の規定により次のとおり諮問します。	年　月　日　　日付けで行った　　決定に対し、行政不服審査法第6条（第5条）の規定に基づく異議申立て（審査請求）があつたので、総社市個人情報保護条例第26条の規定により次のとおり諮問します。
請求に係る自己情報	請求に係る自己情報
決定の内容	決定の内容
審査請求日　　年　月　日（　）	不服申立て日　　年　月　日（　）
審査請求の趣旨及び理由	不服申立ての趣旨及び理由
添付書類 (1) 審査請求書の写し (2) 開示請求書(訂正等請求書)の写し (3) 決定通知書の写し (4) (その他必要な書類)	(1) 異議申立書(審査請求書)の写し (2) 開示請求書(訂正等請求書)の写し (3) 決定通知書の写し (4) (その他必要な書類)
担当課　　電話番号	担当課　　電話番号
備考	備考

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。